

秘密保護法の廃止を求める意見書

去る１２月６日深夜の参院本会議で、政府・与党は、憲法の大原則である人権、民主主義、平和を蹂躪する秘密保護法案について、国民の多数が反対し、圧倒的多数が慎重審議を求めているにもかかわらず、短期日で審議を打ち切り採決強行、法案を成立させた。

公聴会での公述人の意見、ジャーナリスト、法曹界、学者、俳優、映画監督など、国民各層から同法案に対する批判の声が高まり、６日当日も、１万５千人もの一般市民が国会を包囲する中、国民の声と議会制民主主義を無視して数の力で秘密保護法案の成立を強行したことに強く抗議する。

秘密保護法は第１に、憲法の国民主権の原則に反するものである。「特定秘密」の指定は政府にゆだねられ、歯止めなく際限なく秘密が広がることになり、国民の「知る権利」が蹂躪されることになる。名ばかりの第三者機関をつくっても、同法律の本質的危険性には変わりはない。

第２に、この法律は、憲法で保障された基本的人権を蹂躪するものである。何が秘密かも秘密にし、秘密を洩らした人や秘密を知ろうとした人、共謀、教唆、扇動した人も取り締まり、処罰の対象にされる。裁判でも、特定秘密は開示されず、理由がわからないまま裁かれることになる。

第３に、この法律は、憲法の平和原則に反する法律である。国民の目や耳、口をふさいで、米国とともに海外で戦争する国をつくろうとするものである。

公務員が情報を漏らすと１０年の懲役、報道機関や一般国民も５～１０年の懲役刑を科せられ、「国権の最高機関」であるはずの国会議員も懲役刑になる危険がある法律である。

同法案成立直後の緊急世論調査では、秘密保護法の国会審議について、「十分だ８％」「十分でなかった８５％」（ＪＮＮ世論調査１２月７、８日実施）、秘密保護法に、「賛成２４％」「反対５１％」（「朝日」全国緊急世論調査、１２月７日実施）などというように、成立した秘密保護法に批判的世論が多数である。

以上、秘密保護法は、国民主権の原則に反しているだけでなく、国民を重罰で脅す基本的人権の侵害、国家安全保障会議（日本版ＮＳＣ）の設置と一体で「戦争する国」をめざす平和主義の侵害という点でも、日本国憲法の根本原則に違反している。

よって、町田市議会は、政府・与党が、国民世論に真っ向から背いて強行制定した秘密保護法を廃止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。